

令和6年度
(2024年度)

事業計画書

いつまでも住み慣れた地域で…



社会福祉法人 沼隈社会福祉協会

目次

項 目	ページ
1) 理念と重点目標	・・・ 1
2) 職員心得	・・・ 2
3) 令和6度の事業計画	・・・ 3
1 沼隈福祉会館	・・・ 5
(1) 法人本部	
(2) 居宅介護支援事業所	
(3) 包括支援センター	
(4) 沼隈生活支援ハウス	
(5) 障害者自立支援センター 「ばべの木」作業所	
(6) 小規模多機能型居宅介護ふくし	
(7) デイサービスセンターふくし	
(8) ヘルパーステーションふくし(介護)	
(9) ヘルパーステーションふくし(障がい)	
2 グループホームふくし	・・・ 13
(1) グループホームふくし	
3 公益事業	・・・ 14
(1) レンタルサービスふくし	
(2) 配食サービスふくし	
(3) 訪問看護ステーションふくし	
4 収益事業	・・・ 16
(1) 介護ショップふくし	

1) 理念と重点目標

理 念

「社会福祉法人 沼隈社会福祉協会」は、つぎの4つを理念として活動いたします。

- ① 「福祉はサービス」と捉え、利用者の立場に立ち利用者本位の、温もりのあるサービスを提供し、利用者・ご家族の満足度を高めるよう目指します。
- ② 「福祉は連携」を基本に、安心して継続して在宅生活できるように、関係機関との連携を強め質の高いサービスを提供します。
- ③ 「地域に根ざし」、「地域に愛され」、「地域に開かれた」福祉協会を目指します。
- ④ 「福祉は人」であることを認識し、職員・利用者ともに成長し生き生きと生活できるよう研鑽します。

重点目標

「社会福祉法人沼隈社会福祉協会」は、つぎの4つを重点目標として活動いたします。

1. 福祉サービスの介護機能と相談機能をより強化し、利用者の尊厳とその意向を尊重して総合的に提供されるよう支援します。
2. 継続・安定した福祉サービスを提供するため、サービスの質・量の向上と採算を図ります。
3. 在宅サービス活動基盤を強化するため、各種受託事業や介護保険外事業等の自主事業に取り組みます。
4. 社会福祉法人としての特徴を生かした経営・運営を行い、行政機関をはじめ医療・福祉機関等との連携を強めます。

2) 職員心得

職員心得

「社会福祉法人沼隈社会福祉協会」職員は、つぎの6つを心得として業務に専念いたします。

- ①私達は、人が人らしく、いつまでも住み慣れた地域で暮らすことが出来る社会づくりの一翼を担います。
- ②私達は、一人一人が心身の健康管理を徹底し、いつも健全な状態で利用者様に接し、きめ細かい福祉・医療サービスを提供します。
- ③私達は、言葉使いや身だしなみを整え、福社会館を常に清潔に保ち、利用者様が気持ちよく過ごせる環境を作ります。
- ④私達は、利用者様へわかりやすい言葉で話し、十分に話を聞き、平等にやさしく相手の気持ちになって接します。
- ⑤私達は、常に地域社会と社会環境に眼を向け、広い視野と柔軟な対応を身に付け、質の高い業務の遂行に努力します。
- ⑥私達は、仕事に対して真摯に向き合い、誠意をもって職責を果たすことにより、自分自身も人間として大きく育てられることを確信します。

3) 令和6年度の事業計画

基本計画

社会保障システムにおいて「地域共生社会の実現」が福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけられており、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することを目標としています。沼隈社会福祉協会も社会福祉法人として、広島県老人福祉施設連盟の提唱する施設機能を活用した「地域福祉拠点設立推進プロジェクト」の一員として、「他人事」ではなく「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進し、地域における少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスを充実させ、地域包括ケアシステムの深化と推進の先にある地域共生社会の構築に向け、多職種が地域住民と共同して支援していく取組を更に進め、その一翼を担う拠点を目指します。

本年度は法人設立20周年を迎える節目の年であります。旧沼隈町が掲げた「ふくしのまち沼隈」の理念と実践を目的とし、「高齢であっても障がいがあってもいつまでもこの地域で暮らすための支援（サービス）」を目標にして事業を運営し、本年は過去20年の足跡を検証し、高齢化が進む中、今後においても設立時に地域の方々が寄せた期待に沿いつつ、経営の安定を図り支援（サービス）を継続して取り組みます。

令和5年5月以降は、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、通所系サービスやグループホーム、生活支援ハウス等は感染対策を継続しつつ、少しずつ家族の面会、外部ボランティアや地域との交流等を再開しており今年度も積極的に実施します。

令和6年度は介護報酬改定が行われ、各事業所がエビデンスに基づく質の高いサービスを提供し利用者の自立を支援していけるよう、必要な体制の整備や取り組みを実施し、変化する制度への対応と検証、そのための情報収集や研修会へ積極的に参加します。感染症や災害への対応力の強化について、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスを安定的・継続的に提供できるように、新しい生活様式の中で、業務継続に向けた計画等（BCP）の策定、研修の実施、訓練に取り組みます。

また、働き方改革が進展する中、介護現場においても生産性・効率性を上げるためのICT・AIの活用は必須であり、外国人材の登用等、多様な事業者の参入が想像を超えたスピードで進む「令和」の時代に合った新しい人材確保・育成の在り方を考え、「団塊の世代」が後期高齢者に達する中、行政や関係機関等とも連携し介護人材確保、定着につながる職場づくりを推進し、安定した事業運営を進めます。

経営の安定と施設の維持に向けては、福山市と締結している福社会館用地の貸借契約が本年11月30日をもって終了します。このため施設を継続且つ安定して管理することを目的に同土地の所有権の取得を進めます。

事業展開

1. 法人本部

職員の処遇の改善及び経営の効率化を進めます。

事業を継続且つ安定させるため基本財産である福祉会館の用地の取得を進めます。

2. 居宅介護支援事業所

主任介護支援専門員を中心に「居宅介護支援事業所」の相談機能強化と拡充を図ります。

3. ばべの木作業所

相談支援や生産活動、食事サービス等、更なる事業の拡大と活性化を図ります。更に、利用者の施設外就労等、一般就労に向けての就労機会の提供と内容の充実に努めます。

4. 小規模多機能型居宅介護ふくし

登録定員25名、通所定員15名の利用者確保に向けて、更なるサービス内容の充実と利用者の満足度を高めることにより事業の拡充を図ります。

5. デイサービスセンターふくし

介護予防・個別機能訓練事業のサークル活動等利用者本位の楽しいサービスメニューを拡充するとともに、切れ目のない福祉サービスと介護サービスの実現と効率化を図ります。

6. グループホームふくし

定員18名の入居者の迅速な確保と、認知症高齢者の生き方を援助していくことを基本に、ご本人やご家族・関係者の希望などに基づいて介護計画を作成し、入居者一人ひとりにあった専門的援助に努めます。

7. 各種研修会への積極的参加と魅力ある職場づくりの推進

介護職員処遇改善に対応した研修会やキャリアパス、専門職種研修会等への積極的参加を促進することで職員の資質の向上を図るとともに、職場環境や処遇改善を進めることにより、介護人材の確保と定着に向けて魅力ある職場づくりに努めます。

8. 感染症や災害への対応力の強化

新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底と、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスを安定的・継続的に提供できるよう業務継続に向けた計画等（BCP）に基づく研修、訓練に取り組みます。

1 沼隈福祉会館

(1) 法人本部

① 法人運営事業

① 理事会の運営

② 評議員会の運営

③ 監事会の運営

業務監査・会計監査の実施

④ 自主監査会の実施

自主監査委員による介護・障害福祉サービス事業の自主監査の実施

⑤ 事業推進委員会の運営事業

法人事業全般を三部門に分け、事業推進委員による検討会の実施

⑥ 福祉会館用地の取得

福祉会館用地取得に向けての検討及び実施

部門と検討内容

1. 統括・経営マネジメント委員会

- ・ 職員全体会の開催。
- ・ 経営分析、運営の効率化等に対する分析。
- ・ 経営リスクマネジメントに関する事項。
- ・ 福祉会館用地の取得に関する事項
- ・ 新規サービスの計画や統廃合に関する事項。
- ・ 各委員会の総括、書記の業務。

2. 安全・倫理・サービス向上委員会

- ・ 介護保険、福祉サービス事業等のマニュアルの作成及び検討。
- ・ コンプライアンス（法令遵守）の徹底に関する事項。
- ・ 自主監査、各種法定帳票類の検討。
- ・ 防火、防災、安全運転、労働災害、安全労働衛生等安全対策に関する事項。
- ・ 避難訓練、安全運転対策、感染予防対策。
- ・ 健康管理に関する事項。

3. ケア向上委員会

- ・ 帳票類の管理、作成・改善に関する事項。
- ・ 介護技術（排泄、給食、入浴、送迎、接遇等）の向上に関する事

項。

- ・認知症ケア対応等への対策と拡充。
- ・療養介護ケア対応等への対策と拡充。
- ・個別（キャリアパス）及び全体研修計画に関する計画。
- ・その他職員のケア技術向上に関する提言。

②老人福祉センター事業

地域の高齢者の方の各種の相談や交流を図り、文化、教養の向上及びレクリエーション等の利用の場を提供します。

1. 各種相談 健康、制度相談、その他
2. 各種講座 健康講座、リハビリ教室等
3. ボランティア・実習生等の受け入れ
 - ・介護職員初任者研修、ボランティア等
4. 24時間の電話受付対応
 - ・17:30から8:30までは転送電話にて対応（配食等）
5. 貸室業務 ロビー、2階小会議室の利用
6. 防災・救命・防犯・火災訓練の実施

月	内 容
4月	防災点検研修 年間計画、緊急時対応、連絡網 災害時の備蓄品や非常持出品
6月	防犯避難訓練 不審者、暴漢への対策
10月	火災防災訓練 避難訓練、消火訓練
3月	火災防災訓練 通報訓練、避難訓練、消火訓練

7. 設備保守・管理
 - ・施設の定期清掃
 - 床・窓ガラス・厨房換気扇・給排水設備（受水槽）・害虫駆除・
防災設備・警備設備・電気設備・空調設備・自動ドア・ボイラー

③広報・啓発活動

1. 法人機関紙「沼隈社会福祉協会 ふくしだより」の発行事業
 - ・隔月1日に、沼隈・内海地域の自治会の協力により配布（3,882部）
 - ・多様化する福祉を題材にタイムリーな話題の提供と地域データの掲載
 - ・カラー版で全8ページとする
 - ・コンテンツを充実
2. 福祉啓発・地域貢献事業
 - ・地域等へのレクリエーション機器等の貸し出し
（使用料1日500円から）
 - ・高齢者健康支援グラウンドゴルフ大会の開催
 - ・福山市社会福祉協議会の地域貢献事業への参加
 - ・福祉団体の活動支援

沼隈町障害者福祉協会活動への支援
沼隈町原爆被爆者友の会活動への支援

(2) 居宅介護支援事業所

(沼隈社会福祉協会居宅介護支援事業所)

1. 目的

沼隈社会福祉協会居宅介護支援事業所は、要介護・要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように実施します。

2. 事業内容

- ①居宅介護支援事業の提供
- ②地域包括支援センターから委託における介護予防支援事業の提供

3. 事業の取組

- ①中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応が行えるように、利用者の情報共有、サービス提供の留意事項等を目的とした会議を定期的に行い、24時間365日連絡可能な体制を構築する。
- ②利用者の多様化・複雑化する課題に対応できるように、個人研修計画に基づき、主任介護支援専門員法定外研修やヤングケアラー、他制度に関する研修等の受講を行い、専門性の高い人材の確保・育成に努める。
- ③質の高いケアマネジメントを実践できるように、地域の居宅介護支援事業所と連携を図り事例検討会等の研修を参画する。
- ④地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的に、介護支援専門員実務研修実習指導の受け入れを行う。

(3) 包括支援センター

(西南部地域包括支援サブセンター内海・沼隈)

(沼隈ランチ)

1. 目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマル等多様な社会資源を本人が活用できるように包括的及び継続的に支援を行います。

2. 事業内容

- (1) 包括的支援事業の提供

- ①介護予防ケアマネジメント業務
 - ②総合相談支援業務
 - ③権利擁護業務
 - ④包括的・継続的ケアマネジメント業務
- (2) 指定介護予防支援事業

3. 事業の取組

①西南部地域包括支援サブセンター内海・沼隈への職員の派遣
西南部地域包括支援サブセンター内海・沼隈へ、介護支援専門員2名を出向させます。

②沼隈ランチの運営

西南部地域包括支援センターのサブセンター集約化に伴い、高齢者の身近な相談窓口を確保することを目的に、沼隈ランチを設置します。福祉会館への来館者等に対する窓口機能を担い、西南部地域包括サブセンター内海・沼隈との連携を図っていきます。

(4) 沼隈生活支援ハウス（市受託事業）

1. 目的

福山市内に住所を有する原則として60歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯に属する人及び家族による援助を受けることが困難な方であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある方を対象に、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とし実施します。

2. 事業内容

沼隈生活支援ハウスの管理・運営

3. 事業の取組

- ①介護支援機能として朝夕の巡回における健康観察、生活支援、相談支援を行う。
- ②居住機能として、支援ハウスの居室や共用部等が快適に過ごせる生活環境に努める。
- ③交流機能として、他入居者等の交流の促進や良好な関係の構築を図れるよう努める。

4. 利用定員

入所定員：10名

(5) 障害者自立支援センター「ばべの木」作業所

1. 目的

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他便宜を適切かつ効果的に行います。

2. 事業内容

障害者総合支援法の就労継続支援B型の提供

3. 事業の取組

- ①事業所の運営方針や個別支援計画、活動プログラムについて、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）で構成される一連のプロセス（PDCA サイクル）を、管理者、サービス管理責任者、従業員の積極的な関与のもとで繰り返し、事業所が一体となって継続的に支援の質の向上を図る。
- ②広島県工賃向上計画に基づき、生産活動による増収により工賃の向上を図る。一方、工賃の支給額だけではなく「働きたい」「認められたい」「役にたちたい」など、人間に本質的に備わる思いを充たす役割を認識し、就労することで、規則正しい生活リズムの確立や、仕事に合わせた清潔・衛生的な生活習慣を形成するなど、健康の維持や向上、仲間との協働による社会性の形成や働く喜びを叶えるなどの変化や成長を共感できる事業所運営に努める。
- ③関係機関（主治医・相談支援事業所等）との連携を図り、利用者の重層的な支援に努める。
- ④従業員等の知識・技術の向上のために、就労に関する情報や障がいの理解、関連する制度の仕組み、関係機関・団体の役割、虐待・差別・身体拘束等の研修等への参加により、専門性の高い人材の確保・育成に努める。

4. 利用定員

定員：20名

(6) 小規模多機能型居宅介護ふくし

1. 目的

小規模多機能型居宅介護ふくしは、介護が必要となった高齢者が、住み慣れた自宅・地域での生活を継続することができるように、状態や必要に応じて、「通い」を中心に「訪問」「宿泊」の3サービスを組み合わせ、24時間365日、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。

2. 事業内容

介護保険法による（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業の提供

3. 事業の取組

①「思い」や「願い」を大切に。

～可能な限り在宅で暮らすことを支えます～

誰もが住み慣れた自宅や地域の中で家庭や親しい人たちとともに、最期までその人らしい人生を送りたいと望んでいます。そうした在宅での生活を送り続けたいという高齢者や家族の願いに応えます。

1. 「持っている力」の活用 買い物、身体を動かしての体力づくり等。

2. 「〇〇したい」の実現 「地域の行事に参加したい」等の支援。

3. 「生活の継続性」の維持 一人ひとりにあった支援をしていくには、利用者の本当の思いや望みをくみ取ることが大切であり、一人ひとりに寄り添い、時間をかけて丁寧に支援していきます。介護が必要になっても安心できる環境の中で、これまで築き上げてきた家族や地域社会との関係を断ち切ることなく暮らし続けることを大切にします。

②自宅に24時間・365日の安心を。

小規模多機能型居宅介護は、施設サービスの在宅版のようなサービスです。施設の居室を自宅と捉え、廊下は道。施設の職員が居室にお邪魔するように自宅に訪問したり、日中のつどいの場としての食堂へ集まるように事業所に通います。利用者の状態や希望に応じて、「通い」「訪問」「宿泊」といったサービスを組み合わせ「自宅で継続して生活するために」必要な支援をしていきます。

○「通い」で顔なじみになった職員が「宿泊」や「訪問」の際にも対応。

○環境の変化に敏感な利用者（特に認知症の方）の不安を和らげる支援。本サービスは、利用者やご家族の些細な変化に気づくことができ、状況を把握している職員が対応するので、いざというとき心強い味方となります。

③介護の「困った!」にお応え。

小規模多機能型居宅介護では、「通い」「訪問」「宿泊」といった各サービスの内容は細かく定められていません。一人ひとりの暮らしが異なるように、支援の内容も異なります。現在の制度では、「通い」を中心に生活を支える仕組みになっています。生活や暮らし全体を通しての流れの中で困っていることは何か、自宅での暮らしを成り立たせるために必要なことは何かを見極め、柔軟に支援していきます。

④地域みんなで考えます。

地域での暮らしは、地域のみなさんの支えなしには成り立ちません。地域のいろんな人や様々な機関が手を結び、支えていく必要があります。地域のみなさんと小規模多機能型居宅介護のつなぎ役として「運営推進会議」があります。地域の人たちが集い、情報の交換や共有することによって、それぞれが望む「暮らしやすい地域」をともに考えていきます。

4. 事業実施形態

登録定員 25名 通所定員 15名 宿泊定員 6名

(7) デイサービスセンターふくし

1. 目的

デイサービスセンターふくしは要支援・要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに、要介護状態になった利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

2. 事業内容

介護保険法による通所介護・日常生活支援総合事業の提供

3. 事業の取組

- ①通所介護計画に沿って利用者一人ひとりに個別かつ適切なケアサービスを提供。
- ②重度要介護利用者にも対応できるよう医療・看護・介護の連携を重視したシステムの構築。
- ③入浴・食事・生活動作訓練等に力を注ぎ、在宅生活を維持向上できる支援の実施。
- ④通所の訓練の成果を評価し、利用者のモチベーションを高めるような支援。
- ⑤個人情報保護法に則り、記録の保管、プライバシーの保護について細心の注意と厳守。

4. 実施規模及び利用定員

通常規模 月曜日 30名 火～金曜日 45名 土曜日 20名

5. 利用者増への取組

- ①参加への柔軟な対応・・・日々の定員の管理を行いつつ、キャンセル発生時の利用や緊急利用申込への対応等応じた随時受入れの体制の確保。
- ②常時無料体験を実施し、デイサービスの内容を周知。
※無料体験は1人1回のみ
- ③足湯を利用し利用者同士のコミュニケーションの場を設置。
- ④感染予防を徹底し、安心して参加できる環境の整備。
- ⑤地域ボランティアや学校・認定こども園等との交流の積極的な受入。

(8) ヘルパーステーションふくし(介護)

1. 目的

利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営むことができるように、また、利用者の衣食住を一番近くで支える職種として、自宅を訪問し身体及び生活面の支援を行います。自立支援、重度化防止に重点を置き、各専門機関と連携を取りながら計画し実施します。

2. 事業内容

介護保険法による訪問介護・日常生活支援総合事業の提供

3. 事業の取組

- ①入院入所などで利用終了になる場合も多いが、新規相談も続けて入ってきている。身体介護は少なく生活援助が多い傾向にはあるが、軽度から利用開始し在宅生活を継続することで、身体介護や訪問回数増にも繋がっていく。
- ②効率よく(訪問地域をまとめる等)訪問出来るようにし、訪問を積極的に受け入れられるようにスケジュールを組み、全体的な訪問数を増やす。
- ③地域の保健・福祉・医療サービスとの連携を図り、連絡・相談・報告を密に行い、より良いサービスを提供することで新規依頼に繋げる。

(9) ヘルパーステーションふくし(障がい)

1. 目的

利用者が障がいを有しながらも、自宅において地域と関わり合いながら、自立した生活を安心して営むことが出来るように、自宅を訪問し身体及び生活面の支援を行います。また、自立支援に重点を置き、その能力の維持向上を目指し、各機関と連携を取りながら、計画し実施していきます。

2. 事業内容

障害者総合支援法による障害福祉サービス居宅介護事業等の提供

3. 事業の取組

- ①身体・知的・精神の障がいを対象とした訪問サービスの提供。
- ②障がいを抱える利用者は、若い年齢から発症するケースが多く、経過が長く長期の利用が予測される。また、家族の精神的支援も必要であり、各機関と連携を取りながらサービスを提供していく。
- ③各障がいによる特性など専門的知識や技術が必要であり、研修による研鑽や職員間での情報共有、技術の伝達を行う。

2 グループホームふくし

(1) グループホームふくし

1. 目的

グループホームふくしは、認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、認知症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるように利用者の意思・希望を受け止め、利用者の状態・ペースにあわせ、入浴、排泄、食事等の日常生活場面での支援や機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。

事業の専門性として、利用者の援助に際しては、精神的・身体的・社会的な面から職員の専門性を活かし総合的に関わっていきます。認知症高齢者は病状・程度等は個人によって異なり、出現する周辺症状・精神症状も複雑・多様であり、日常生活動作能力・知的能力も異なります。また、その時々により理解力・判断力等が異なり容易に変化します。このような認知症高齢者に対してその尊厳を保った生き方を援助していくことを基本に、利用者や家族・関係者の希望などに基づいて介護計画を作成し、利用者一人ひとりにあった専門的援助を実施していきます。

2. 事業内容

介護保険法による（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業の提供

3. 事業の取組

- ①利用者の生活歴や思い、状況に応じたケア計画を作成し利用者本位の支援を行います。
- ②利用者の体調や病状観察を行い、安心して日常生活が続けられるよう家族や地域の医療機関と連携していきます。
- ③家族や地域とのつながりを大切にしていきます。又「運営推進会議」を開催し地域の方に施設を知ってもらうとともに、地域の中の施設として認知症に関する知識の普及や認知症の方とその家族を支援する体制づくりを進め、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう地域づくりの一翼を担っていきます。
- ④より良いケアを提供するために、外部研修への参加や事業所内研修を開催し職員の介護に関する知識や技術の向上を図ります。

4. 利用定員及び条件

2ユニット18名（1ユニット9名）

利用条件 認知症の診断があり、要支援2、要介護1～5の認定。
少人数による共同生活を営むことに支障がないこと等。

3 公益事業

(1) レンタルサービスふくし

1. 目的

要介護・要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な（介護予防）福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する人の負担の軽減を図れるように実施します。

2. 事業内容

- ①指定福祉用具貸与事業の提供
- ②指定介護予防福祉用具貸与事業の提供
- ③自費（ショートレンタル）事業の提供

3. 事業の取組

- ①（介護予防）福祉用具貸与計画の作成、モニタリング、点検、評価等を行い、介護支援専門員等と連携を図る。
- ②一部の福祉用具における貸与と販売の選択制の導入に伴い、利用者の選択にあたり必要な情報の提供及び医師や専門職等の意見を踏まえた提案を行う。
- ③介護保険対象者以外の人で福祉用具が必要な方に対して、期間を定めて（延長可能）自費での貸与を行う。

(2) 配食サービスふくし（食の自立支援受託事業）

1. 目的

栄養改善が必要な事業対象者及び一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、栄養改善が必要な65歳以上の要支援者・要介護認定者、障がい者等やこれに準ずる方に対し、食関連サービスの利用調整を行い必要な人に配食サービスの提供を行い、必要に応じて安否確認を行います。

2. 事業内容

- ①福山市「食」の自立支援事業の提供
- ②配食サービス（一般）の提供

3. 事業の取組

- ①訪問による食事の提供の実施
- ②訪問時の安否確認等の手順を作成し、健康状態に異常があった場合に

は関係機関へ連絡を行う。

4. 実施日・実施回数・利用料金

①実施日は通年（1月1日～1月2日を除く）

②実施回数は、1日2回（昼・夕食）

③利用料金

福山市「食」の自立支援事業対象者470円／1日1食、週5日まで
配食サービス（一般）対象者670円／1食

（3）訪問看護ステーションふくし

1. 目的

在宅の療養者が主体性を持った健康の自己管理と必要な社会資源の活用で、生活の質を高めることが図れるよう在宅療養者及び家族の健康の保持・増進・回復を図れるとともに、疾病や障がいによる影響を最小限にとどめ、また安らかな終末を過ごすことができる療養生活を支援するために必要な看護の提供・助言を行います。

2. 事業内容

①介護保険による訪問看護及び介護予防訪問看護事業の提供

②医療保険による訪問看護事業の提供

3. 事業の取組

①ターミナル（終末期）の看取りへの対応

安心して終末期を自宅で過ごせるように、医療機関や他各関係機関と連携を取りながら、利用者や家族の希望や必要に応じた柔軟な訪問等の対応を行う。

②医学の進歩に沿った適切な知識及び技術をもって対応できるよう、研修などに参加するなど、新しい技術・知識の習得や研鑽等を積む。

4 収益事業

(1) 介護ショップふくし

1. 目的

要介護・要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定（介護予防）福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定（介護予防）福祉用具・介護用品を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する人の負担の軽減を図れるように実施します。

2. 事業内容

- ① 特定福祉用具販売事業の提供
- ② 特定介護予防福祉用具販売事業の提供
- ③ 介護用品の販売

3. 事業の取組

- ① 個別援助計画の作成を行い、販売する福祉用具についての説明、使用方法の指導、衛生管理の必要性等、利用に関しての注意事項をわかりやすく説明を行う。なお指定（介護予防）福祉用具貸与の利用がある場合は、指定（介護予防）福祉用具貸与と特定（介護予防）福祉用具販売の個別援助計画を一体的に作成する。
- ② 一部の福祉用具における貸与と販売の選択制の導入に伴い、利用者の選択にあたり必要な情報の提供及び医師や専門職等の意見を踏まえた提案を行う。
- ③ 杖やオムツ等の介護用品の相談、選定、販売を行う。



いつまでも^こ地^こ域で暮らしたい・・・
をめざして